

安平町住宅リフォーム助成制度の手続について

① 募集受付

令和6年4月1日(月)から12月13日(金)まで、助成金の交付申請の受付を行います。
ただし、予算がなくなり次第、受付を終了する予定です。
受付は先着順としますので、ご了承ください。

② 交付申請

以下の書類を添付し提出して下さい。

- ・安平町住宅リフォーム助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ・住民票謄本（謄本～世帯全員分）
- ・住宅の所有者が明らかになる書類の写し（登記事項証明書又は登記済証）共有名義でない場合は、固定資産税納税通知書でも可
- ・住宅建設年度が明らかになる書類の写し（建築基準法に基づく検査済証の写し、固定資産税納税通知書、契約書又はこれに代わる書類）
- ・町税納入状況調査承諾書（別記様式第2号）又は納税証明書のいずれか
- ・住宅リフォームの内容及び工事に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類（住宅リフォームと他の工事を分離したもの）
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合は、耐震診断書
- ・着工前の状況を撮影した写真
- ・助成対象となる住宅の位置図、各階平面図、立面図及びその他の必要な図面…資料1参照
- ・誓約書

※建物が共有名義の場合、同意書を添付（申請時のみ）

※代理人が申請する場合は、委任状を添付（申請時のみ）

③ 申請書の審査と助成金の交付（却下）決定通知

申請書及び添付書類を審査し、助成金交付の決定（却下）を文書で通知します。

④ 着手届提出（工事着手）

リフォーム工事は、助成金の交付決定通知を受けた後に着手することになります。
着手する日が決定しましたら、安平町住宅リフォーム助成金交付事業着手届（別記様式第8号）と契約書若しくは請書の写しを提出して下さい。

⑤ 事業計画の変更等

申請したリフォーム工事の内容に変更が生じる場合は、事前に担当者に相談願います。
相談なしにリフォーム内容を変更した場合は、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

⑥ 事業完了届（工事完了後提出、町担当が検査）※提出期限は1月末日まで

工事完了後以下の書類を速やかに提出して下さい。

- ・安平町住宅リフォーム助成金交付事業完了届（別記様式第9号）
- ・助成事業の施工中の写真
- ・助成事業の完了後の写真

※写真は返却しません

- ・住宅リフォームに係る代金の領収書の写し
- ・その他必要な書類

⑦ 助成金の確定通知

工事完了後に提出していただいた書類の内容を審査し(必要に応じ現地調査を行います)、適正と認めた場合、助成金の額を確定し、安平町住宅リフォーム助成金確定通知書（別記様式第11号）により申請者に通知します。

⑧ 助成金請求書提出（受給者→町）

確定通知を受けましたら、安平町住宅リフォーム助成金請求書（別記様式第12号）に必要事項を記入のうえ提出願います。

⑨ 助成金の交付（振込）

請求書を受領しましたら、指定された口座に振り込みます。

⑩ その他

助成金の交付決定通知の内容及び注意事項に違反した場合は、交付の決定を取り消すことがあります。この場合受領した助成金を返還していただくこととなります。

記入上の注意事項

申込書、交付申請書、請求書及び口座名義人など提出書類の申請人は住宅の所有者となります。印鑑は認印でかまいません（スタンプ印は不可）。

申込・問合せ先

安平町建設課施設グループ（総合庁舎）

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地 電話 0145-22-2516（施設グループ直通）

資料1

助成金申請の際に必要な図面

- 1 リフォームする住宅の位置図（リフォームする住宅の位置及び周辺がわかる図面）
- 2 各階平面図（間取りに変更がない場合は既設の平面図を添付、間取りが変更となる場合は、着手前と変更後の図面をそれぞれ添付）
- 3 立面図（外部に変更がない場合は既設の4面の立面図を添付、外部が変更となる場合は、着手前4面、変更後4面の立面図をそれぞれ添付）
- 4 その他必要な図面等（該当しないものは不要）
 - (1) 断熱・省エネ改修
 - ①窓の断熱改修 平面図に建具番号を記入し建具表を付ける
※メーカーからの建具表でもよい（承認図面を代用OK）
 - ②床の断熱改修 施工部位を示し着手前の断面と変更後の断面を付ける
※断面詳細・仕様がわかる図面とする
 - ③屋根又は天井の断熱改修 施工部位を示し着手前の断面と変更後の断面を付ける
※断面詳細・仕様がわかる図面とする
 - ④壁の断熱改修 施工部位を示し着手前の断面と変更後の断面を付ける
※断面詳細・仕様がわかる図面とする
 - (2) バリアフリー改修
 - ①通路の幅を広げる 間取りが変更となるため着手前と変更後の図面をそれぞれ添付
 - ②階段の勾配緩和 間取りが変更となるため着手前と変更後の図面をそれぞれ添付
 - ③浴室の改良 面積が増える場合は、着手前と変更後の図面をそれぞれ添付
面積に変更が生じない場合は既設の図面のみでもよい
※メーカーからの図面又はカタログでもよい（承認図を代用OK）
 - ④便所の改良 面積が増える場合は、着手前と変更後の図面をそれぞれ添付
面積に変更が生じない場合は既設の図面のみでもよい
※メーカーからの図面又はカタログでもよい（承認図を代用OK）
 - ⑤手すりの取付 仕様や長さなどを平面図に記入
 - ⑥段差の解消 施工部位を示し着手前と変更後のそれぞれの断面を添付
※断面詳細・仕様がわかる図面とする
 - ⑦出入口の戸の改良 施工部位を示し着手前と変更後のそれぞれの断面を添付
※断面詳細・仕様がわかる図面とする
 - ⑧車いす対応の床又は滑り防止床への変更 施工部位を示し着手前と変更後のそれぞれの断面を添付
※仕様がわかる図面とする
 - (3) 昭和56年5月31日以前に着工した住宅
 - ①耐震診断 耐震診断書を添付（一般診断で総合評価の計算をし、1.0以上であれば対象となる）

安平町住宅リフォーム助成金に係るフロー図

